

巷説に、此濱川は、尾州宗春公に仕へ、間者の役なりしに、後には側近く召されしともいへり、岡崎へ盗みに入し咄し、其外種々の物がたりありし、金千兩並衣類上池村駒右衛門、千百兩並質物に置候衣類向坂村甚七郎六十兩餘向坂村西村大徳寺、千兩並衣類山崎村平之助、四兩程山瀬村彌次兵衛質物の衣類三木賀村治兵衛、五十兩並衣類赤池村源左衛門、衣類半鍵深見村金左衛門、一兩貳分並衣類北島村平十郎、

右庄藏當春より所々押込取り申候、此外村々にて取候もの數々に候、手下のものども去月十九日より廿二日まで段々召捕候、日本左衛門は遁申候、右之趣徳山五郎兵衛殿より申上られ候由、風説書に見えたり、

此時掛川の城主小笠原土丸殿後能登幼年なり、家老共注進申さず、越度ありしとて、逼塞の公命有しとぞ、

〔意の須佐美〕三伊豫國松山松平隠岐守定直從四位侍從の城下の在町にや、夫婦の中に男子ありて、十三歳になりけるが、母の妹なるもの來りて、歸るさに、かの子もつれて在郷へ歸り、こゝに止宿すべきにてありけるが、暮方に及びて、かの連れ子歸るべきよしひければ、伯母聞て、日も暮方になりぬ、一里餘の道なれば、夜に入なん、下男は皆田へ出て今に歸らず、送遣すべきやうもなし、明朝とく歸やといへり子の云やうとまるべき心にてありしが、何とやらん俄に歸り度なりぬるあいだ、一人歸るべきとて、急ぎ歸りしが、よひ過に歸りつきて、家に向ひたれば、家内燈の火みちく見えし程に窓より見れば、あらくましき男七八人、面を黒く塗りて、つどひ居たり、ふしぎにおもひ、露次より忍び入、うらの方のまどより見るに、母には竈カマドをおびたゞしくもやして、食を炊ぐ體なり、小聲に呼ければ、母窓より、いかにぞやと云に、唯今かへりけるに、いかなる事に候や、かわりたる體、ふしぎに候と問ふ、母ひそかに、暮過より盜人十人餘り入こみて、父をば切殺し、下男は残らず